一般社団法人鹿児島県茶生産協会入会及び退会規程

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人鹿児島県茶生産協会（以下「本会」という。）の入会及び退会について、本会の定款第６条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（入会手続）

第２条　本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書に所定の事項を記入し、入会預り金を添えて提出する。

２　前項の入会申込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

（入会預り金証書）

第３条　会長は、前条の規定より入会した者に対し、入会預り金証書（以下「証書」という。）を交付する。

２　会員は、第６条に規定する請求をする場合は、証書を添付しなければならない。

３　会員は、証書を紛失した場合は、別に定める入会預り金証書再交付申請書により、証書の再交付を申請することができる。

（会員情報の変更）

第４条　会員は、前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、別に定める変更届を提出する。

（退会手続）

第５条　本会を退会しようとする会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

（入会預り金の返還）

第６条　本会を退会及び会員の資格を喪失した会員は、別に定める入会預り金払戻請求書により入会預り金の返還を請求することができる。

附則

　　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第１項において読み替えて準用する同法第106条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。